

業務見直し工程表（スクラップロードマップ）

業務見直し工程表（スクラップロードマップ）				見直し区分	廃止	事務等の種別	②内部事務（業務改善）以外	対象事業等の 該当基準	⑧
項目名	No.1 自転車盗多発場所ワーストランキングの公表			担当課	危機管理課	根拠条例等	-		
事業の開始時期	平成25年度	事業の終期設定	無し	終期	-	事業開始の 背景等			
事業内容	市内の犯罪認知件数の約3割を占める自転車盗対策として、盗難発生件数を施設ごとに取りまとめた「令和2年草津市自転車盗多発場所ワーストランキング」を公表する。				平成26年1月にワーストランキングを初公表した。当時は、市内で約35%と大きな割合を占め、犯罪の入口ともなっている自転車盗の抑止につなげるため、自転車盗多発場所ワーストランキングの一般公表を通じて事業者だけでなく、市民の施錠意識の向上を図る必要があった。				
R3予算額 (千円)	歳出				0	見直しに係る 背景等	事業開始当初の平成25年12月末の犯罪認知件数累計は2,138件であったが、令和2年12月末は716件と半数以下になっており、一定の成果が得られたため。  <うち乗り物盗の件数> 平成25年12月末：878件 令和2年：249件		
	歳入				0				
実績									
	H30	R1	R2	3年平均	歳出額/数	見直し内容	<検討内容> 自転車盗多発場所ワーストランキングの作成、HPでの公開を廃止する。 ※施設等での啓発（委託）事業は継続する。  <期待される効果等> ・各施設、警察等との調整にかかっていた事務負担が軽減できる。（コア業務へ注力できる。） ・他の防犯対策事業により、防犯意識の醸成に引続き努める必要がある。		
対象者(件)数	8	8	8	8.0	0				
歳出額 (千円)	0	0	0	0	歳入額/数				
歳入額 (千円)	0	0	0	0	0				
見直しに係る実施計画									
令和3年度			令和4年度			令和5年度		令和6年度	
方針決定 ・施設・警察との調整			廃止						

## 業務見直し工程表（スクラップロードマップ）

見直し区分				手法の見直し		事務等の種別		②内部事務（業務改善）以外		対象事業等の 該当基準		⑧	
項目名		No.2 市民活動レポート		担当課		まちづくり協働課		根拠条例等		第2次草津市協働のまちづくり推進計画			
事業の開始時期		平成28年度		事業の終期設定		無し		終期		-			
事業内容		市民活動団体を取材し、市ホームページ等で活動内容を紹介する。						事業開始の 背景等		平成27年3月策定の草津市協働のまちづくり推進計画の中で、推進項目「まちづくり情報の提供」として情報サイトの充実を掲げたことをきっかけに、事業を開始した。既存の市民活動情報が主に紙媒体であるのに対し、HP等の媒体でも活動を紹介することを目的としていた。			
R3予算額 (千円)		歳出		-						見直しに係る 背景等		市が記事内容作成して1回/月ペースでHPにアップの予定であったが、取材・記事作成に時間を要するため、実際は年2～3回の実施であり、団体の紹介方法として非効率的である。取材団体に、次の団体を紹介してもらい、数珠つなぎで取材していくことで、団体とまちづくり協働課職員が顔見知りになれる利点もあるが、中間支援組織であるコミュニティ事業団との役割分担も曖昧である。	
		歳入		0									
実績													
		H30		R1		R2		3年平均		歳出額/数		見直し内容  <検討内容> 市民活動レポートの作成を中止し、市民総合交流センター登録団体（キラリエサポーター約140団体）の紹介をHPで実施する。  <期待される効果等> ・団体への取材およびレポート作成に係る事務負担が軽減できる。（コア業務へ注力できる。）	
対象者(件)数		3		3		0		2		0			
歳出額 (千円)		0		0		0		0		歳入額/数			
歳入額 (千円)		0		0		0		0		0			
見直しに係る実施計画													
令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度	
方針決定				キラリエサポーター HP掲載									

業務見直し工程表（スクラップロードマップ）

業務見直し工程表（スクラップロードマップ）				見直し区分	廃止	事務等の種別	②内部事務（業務改善）以外	対象事業等の 該当基準	①、②、⑦
項目名	No.3 食の安全推進事業			担当課	生活安心課	根拠条例等	-		
事業の開始時期	平成16年度	事業の終期設定	無し	終期	-	事業開始の 背景等	H16年度に予算化し事業開始。当時は、O157感染症やBSE問題、食品表示偽装問題などが社会問題化した時期であった。		
事業内容	「食の安全」に関する正しい知識を持っていただくことを目的に、市主催・協賛で行われるイベントなどでパネル展示やブース出展を行う。					見直しに係る 背景等	食に関わる社会問題に対応するため、国では食品安全基本法をはじめとする法整備が行われ、県では平成21年に滋賀県食の安全・安心推進条例が制定されている。 県条例では、食の安全安心の確保に関する施策を策定・実施することが県の責務として定められており、この条例に基づき県が策定した滋賀県食の安全・安心推進計画（第2次：R1～R5年度）では、食品の生産・製造・販売に関わる内容が施策の大部分を占めている。 これらの施策は関係法令に基づく県や保健所の許可・指導に関わる部分が大きく、また幅広い対象に向けた周知・啓発は国・県において行われているところであり、保健所を設置する大津市を除いて、県内各市では食の安全に特化した取り組みは行われていない。		
R3予算額 (千円)	歳出				34		見直し内容	<検討内容> 市における食の安全推進に関する取組を廃止する。  <期待される効果等> ・事務経費の削減ができる。 ・職員の事務負担の軽減が図れる。（コア業務へ注力できる。）	
	歳入				0				
実績									
	H30	R1	R2	3年平均	歳出額/数	見直し内容			
対象者(件)数	0	2	5	2	23,143				
歳出額 (千円)	62	73	27	54	歳入額/数				
歳入額 (千円)	31	36	0	22	9,571				
見直しに係る実施計画									
令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度
方針決定			廃止						
・事業廃止に向けた検討									

業務見直し工程表（スクラップロードマップ）

業務見直し工程表（スクラップロードマップ）				見直し区分	縮小	事務等の種別	②内部事務（業務改善）以外	対象事業等の 該当基準	②		
項目名	No.4 資源回収活動事業推進奨励金（資源回収補助金）			担当課	資源循環推進課	根拠条例等	草津市資源回収活動事業推進奨励金交付要綱				
事業の開始時期	平成5年度	事業の終期設定	無し	終期	—	事業開始の 背景等	<p>（住民団体）資源回収活動が低迷しごみ量が増加していたことから、平成5年度より、資源回収活動の活性化を図るべく、資源回収活動を実施する住民団体への奨励金の交付を開始した。</p> <p>（回収業者）平成9年度に、在庫余剰により、古紙問屋が古紙を引き取ることができない状況となったことから、円滑な資源回収活動を実施し、資源の再生利用およびサイクルの推進を図るため、回収業者に対しても奨励金の交付を行うこととした。</p>				
事業内容	<p>ごみの減量およびリサイクルの推進を図るため、住民団体が行う資源回収活動に対して、回収された資源物の重量に応じた補助金を交付（住民団体に対しては@4円/kg、回収業者に対しては@1円/kg）する。</p>										
R3予算額 （千円）	歳出	15,868				見直しに係る 背景等	<p>回収業者に対してまで交付が必要か、補助制度立ち上げ時の趣旨（古紙回収）と合致しているか検証が必要である。</p>				
	歳入	0									
実績											
	H30	R1	R2	3年平均	歳出額/数	見直し内容	<p>&lt;検討内容&gt;</p> <p>回収業者への奨励金を廃止するとともに、住民団体への奨励金単価の見直しや活動状況が良好な団体に対してのさらなる支援方法などを検討する。</p> <p>&lt;期待される効果等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民団体が資源回収活動を実施しやすい環境を整えることにより、回収量の増加につながり、焼却ごみの減量が促進される。</li> <li>・回収業者への奨励金を廃止すると、事業活動を中止される可能性があり、活動が停滞した場合、資源化の推進や地域コミュニティの低下について、懸念される。</li> </ul>				
対象者(件)数	212	211	209	210.7	72,188						
歳出額 （千円）	16,877	15,865	12,881	15,208	歳入額/数						
歳入額 （千円）	0	0	0	0	0						
見直しに係る実施計画											
令和3年度		令和4年度			令和5年度		令和6年度				
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度予算要求</li> <li>・要綱改正</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・見直し後の制度実施</li> </ul>						

業務見直し工程表（スクラップロードマップ）

業務見直し工程表（スクラップロードマップ）				見直し区分	手法の見直し	事務等の種別	②内部事務（業務改善）以外	対象事業等の 該当基準	①、②
項目名	No.5 ごみ袋の有料化			担当課	資源循環推進課	根拠条例等	草津市手数料条例、 草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例施行規則 草津市指定ごみ袋引換券交付要綱、草津市指定ごみ袋等取扱委託取扱要綱		
事業の開始時期	昭和52年4月	事業の終期設定	無し	終期	-				
事業内容	ごみの減量とごみの分別の徹底を目的に、指定袋制度とごみ処理手数料（指定袋代）の見直しを行う。				事業開始の 背景等	ごみ減量のため市民の分別を徹底し、集積所に出されたごみを効率的に収集運搬できるよう、焼却ごみ、プラスチック製容器、ペットボトルの3種について、指定ごみ袋を設けている。			
R3予算額 （千円）	歳出				45,551	見直しに係る 背景等	現行の指定ごみ袋は一定量無料配付制度（超過従量制）を採用しているが、ごみ袋の作成や管理、町内会等を通じた無料引換券の配付や町内会未加入者への対応等に膨大な事務量と経費がかかっている。 平成21年度に廃棄物減量等推進審議会から、家庭系ごみ処理を有料にすべきとの答申を受けているが、答申に基づいた措置ができていない。 本市のように、指定ごみ袋を一定量無料配付としている自治体は、全国的にも少ない状況であり、ごみ減量のインセンティブが働きにくい状況となっている。		
	歳入				21,709				
実績									
	H30	R1	R2	3年平均	歳出額／数	見直し内容	<検討内容> 家庭系焼却ごみ類の削減や資源化の促進等の観点から、焼却ごみ類の指定袋の有料購入への変更や資源ごみ袋の無料配付の継続について検討する。  <期待される効果等> ・焼却ごみの減量、資源ごみの分別が促進される。 ・不法投棄など不適正排出の懸念がある。 ・市民にとって新たな経済的負担が発生する。		
対象者(件)数	58,200	59,234	60,315	59,250	1,095				
歳出額 （千円）	70,964	66,000	57,720	64,895	歳入額／数				
歳入額 （千円）	20,660	21,853	21,774	21,429	362				
見直しに係る実施計画									
令和3年度		令和4年度			令和5年度		令和6年度		
● 12月 パブリックコメント（予定）		● 3月 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定 → 制度設計			● 10月～ ごみ袋制度見直し（予定）				
		● 10月～ 条例改正・周知（予定）							

## 業務見直し工程表（スクラップロードマップ）

業務見直し工程表（スクラップロードマップ）				見直し区分	手法の見直し	事務等の種別	②内部事務（業務改善）以外	対象事業等の 該当基準	④、⑤
項目名	No.6 環境にやさしい週間事業 （草津エコフォーラム、リサイクルフェアの合同開催）			担当課	くさつエコスタイル プラザ	根拠条例等	草津市環境基本条例、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画		
事業の開始時期	平成23年度 平成24年度	事業の終期設定	無し	終期	—	事業開始の 背景等	<p>■草津エコフォーラム 草津市として企業への環境学習内容の充実と機会の拡大を行うため、環境保全に関する話題提供や情報交換を行える場を設けた。</p> <p>■リサイクルフェア ごみ問題を考える草津市民会議が市民の方にリサイクル意識の共有や向上を図ることを目的として開催した。</p>		
事業内容	<p>草津エコフォーラムは、事業者を対象に環境保全に関する話題提供、実践例の紹介や情報交換の機会を提供し、主に事業者の環境に資する取組を拡げる。</p> <p>リサイクルフェアは、主に市民の方を対象にリサイクル意識の共有や向上の機会を提供し、ごみの減量を訴える。</p>						見直しに係る 背景等	例年実施している草津エコフォーラム、リサイクルフェアの内容が単調化となり、それに伴い、参加者が減少傾向であるなか、新しい取組を行う必要がある。	
R3予算額 （千円）	歳出	1,043（草津エコフォーラム：342、リサイクルフェア：701）			見直し内容	<p>&lt;検討内容&gt; 草津エコフォーラムとリサイクルフェアの合同開催を行い、これまでと異なる対象に啓発範囲を広げ、より一層イベントの内容を充実させるとともに、設営などにかかる人件費の削減を行う。</p> <p>&lt;期待される効果等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・WEB会議システムの活用により、イベントへの参加方法に選択肢が増える。</li> <li>・合同開催により、イベント開催に係る事務負担の軽減、経費の削減ができる。</li> <li>・相乗効果による集客人数の増加が見込める。</li> <li>・合同開催にあたっては関係者間の調整が必要である。</li> </ul>			
	歳入	233（草津エコフォーラム：0、リサイクルフェア：233）							
実績									
	H30	R1	R2	3年平均	歳出額／数	見直し内容			
対象者(件)数	100	64	68	77	2,422				
	1,400	1,100	0	833	636				
歳出額 （千円）	175	240	147	187	歳入額／数				
	778	813	0	530					
歳入額 （千円）	0	0	0	0	0				
	259	235	0	165	198				
見直しに係る実施計画									
令和3年度			令和4年度			令和5年度		令和6年度	
合同開催に向けた検討・準備			合同開催（試行）			（運用）			

業務見直し工程表（スクラップロードマップ）

業務見直し工程表（スクラップロードマップ）				見直し区分	手法の見直し	事務等の種別	②内部事務（業務改善）以外	対象事業等の 該当基準	①、④、⑥、⑧
項目名	No.7 就労支援相談員配置事業			担当課	商工観光労政課	根拠条例等	-		
事業の開始時期	平成17年度	事業の終期設定	無し	終期	-	事業開始の 背景等	既存の各種相談窓口に加え、就職困難者等の就労の実現に向けた推進体制を構築するため、平成17年度に就労に対する専門的な相談窓口として就労支援相談員を配置した。		
事業内容	働く意欲がありながら、就労を妨げる様々な要因から働きたくても働けない方（就職困難者等）の就労促進を図るため、就労相談窓口を設置するとともに、相談者の主訴に応じた担当窓口へのつなぎを含めた各関係機関との調整役も担う就労支援相談員を配置する。					見直しに係る 背景等	就労支援相談員を配置し、主に一般就労ではなく就職困難者の就労相談を受けているが、相談内容は就労だけでなく主に福祉的な課題が多い一方で、相談件数は年30件程度と少ない状況である。市では福祉の総合窓口として「人とくらしのサポートセンター」が生活困窮だけでなく多様で複合的な問題や悩みについての相談窓口を設置しており、様々な相談をワンストップで提供することで、相談者にとってわかりやすく、効果的な支援が可能となる。		
R3予算額 (千円)	歳出	3,141				見直し内容	<検討内容> 「人とくらしのサポートセンター」に就労支援相談員を配置し、就職困難者への就労支援を行い、生活と就労相談も含めた多様で複合的な相談に対応できる窓口を設置することが可能かどうか協議・調整して検討を行う。  <期待される効果等> ・相談者にとっては相談窓口がわかりやすく、様々な相談をワンストップですることができる。 ・相談員にとって、悩みや実務上の課題を共有できる専門の相談員が周囲にすることで、相談員が孤立せず、より安定して効果的な支援が可能となる。 ・商工観光労政課において雇用対策や就労支援に係る取組を実施しているため、引き続き就労全般に関わる情報共有や連携は必要であり、就労支援全般のうち就職困難者に対する支援など業務範囲の整理・調整が必要となる。		
	歳入	0							
実績									
	H30	R1	R2	3年平均	歳出額/数				
対象者(件)数	19	27	18	21	122,844				
歳出額 (千円)	2,487	2,517	2,858	2,621	歳入額/数				
歳入額 (千円)	0	0	0	0	0				
見直しに係る実施計画									
令和3年度		令和4年度			令和5年度		令和6年度		
予算要求 → ◆		相談業務のワンストップ化							
関係課と協議・調整									

業務見直し工程表（スクラップロードマップ）

見直し区分		手法の見直し		事務等の種別		②内部事務（業務改善）以外		対象事業等の 該当基準		①・⑦・⑧	
項目名	No.8 創業支援コーディネータ派遣事業			担当課	商工観光労政課	根拠条例等	草津市創業コーディネータ派遣事業実施要綱				
事業の開始時期	平成28年4月	事業の終期設定	無し	終期	—	事業開始の 背景等	「ずっと草津」宣言ロードマップ（H28～R1）事業として、創業準備者に必要とされる伴走型の相談者（コーディネータ）を新設し、「市内で創業したい」という人の支援を行うことを目的に実施した。（No.49：創業支援による雇用創出） ※参考：「ずっと2草津宣言」においても記載あり。 →「伴走型の起業支援や大学の知見を産業に生かします。」				
事業内容	市内での創業（第二創業）を考えている希望者を対象に、専門家による伴走型の起業支援を実施するものである。なお、本事業は、産業競争力強化法に基づく「大津市・草津市の創業支援等事業計画」における特定創業支援事業として位置付けている。（特定創業等事業を受けた方は、市町から証明書の発行を受けることで、創業時に特例措置（登録免許税減免・創業関連保証の特例等）を受けることが可能）						見直しに係る 背景等	現在、行政・関係機関（商工会議所、金融機関、大学、産業支援プラザ等）が独自に特徴を活かして創業支援を実施している状況であり、より効果的な創業を創出するためにも相談先の統一や支援制度の在り方、団体ごとの役割分担などについて改めて検討する必要がある。			
R3予算額 （千円）	歳出	720				見直し内容		<検討内容> 「草津市産業振興計画」を策定する上での検討課題の一つとして、今後の創業支援の在り方を挙げており、より効果的・効率的な支援方法を検討する。  <期待される効果等> ・内容に応じた相談先や支援内容・方法を整理することにより、創業希望者に対してより分かりやすく、情報発信を行うことができ、市全体として創業支援に効果的に取り組むことが可能となる。 ・本事業は、大津市と両市域内に存在する関係機関と連携して取り組む事業計画（大津市・草津市の創業支援等事業計画）に基づき実施しているものであるため、事業内容の見直しに当たっては、関係機関との十分な調整が必要となる。			
	歳入	0									
実績											
	H30	R1	R2	3年平均	歳出額/数						
対象者(件)数	46	57	45	49	10,865						
歳出額 （千円）	396	672	540	536	歳入額/数						
歳入額 （千円）	0	0	0	0	0						
見直しに係る実施計画											
令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
草津市産業振興計画の策定			↑			◆			◆		
事業効果や関係機関との役割分担等を踏まえて対応を検討 （計画策定と整合を図りながら検討）			◆			◆			◆		
			方針決定・計画へ反映			策定・公表			計画・方針に基づき対応		



## 業務見直し工程表（スクラップロードマップ）

業務見直し工程表（スクラップロードマップ）				見直し区分	手法の見直し	事務等の種別	②内部事務（業務改善）以外	対象事業等の 該当基準	①
項目名	No.9 介護予防サポーターポイント制度			担当課	長寿いきがい課	根拠条例等	草津市介護予防サポーターポイント制度事業実施要綱		
事業の開始時期	平成28年度	事業の終期設定	無し	終期	—	事業開始の 背景等	高齢者の社会参加や生きがいづくり活動の促進、介護予防の普及啓発や介護予防サポーター自身の介護予防を図ることを目的として事業を開始した。事業の実施にあたっては、草津市社会福祉協議会（以下、市社協）が有するネットワークや福祉のまちづくりを市と連携して取り組むという役割が重要であることから、市社協へ委託して実施することとし、委託料（ポイント管理等事務費および業務担当職員1名にかかる人件費相当額）を支払うこととした。		
事業内容	市等が養成した介護予防サポーターの活動に対してポイントを付与し、ポイントを換金して介護保険料の負担軽減に活用していただく。								
R3予算額 （千円）	歳出	3,019				見直しに係る 背景等	事業を継続してきた結果、制度利用者は一定数から増加する傾向はなく、またポイント管理等業務の業務量が膨大化することもない状況が続いていることから、当初期待した市社協の役割等は一定果たされたものと考えられ、現時点では委託方式による実施を継続する意義に乏しい。		
	歳入	3,019							
実績									
	H30	R1	R2	3年平均	歳出額/数	見直し内容	<検討内容> 市社協への委託方式を見直し、市（長寿いきがい課）が窓口となる直営方式に変更する。  <期待される効果等> ・事業費（委託費用）の削減ができる。		
対象者(件)数	54	51	45	50	58,273				
歳出額 （千円）	2,785	3,117	2,839	2,914	歳入額/数				
歳入額 （千円）	2,785	3,117	2,839	2,914	58,273				
見直しに係る実施計画									
令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度
・事業見直し検討 ・スクラップロードマップに計上  R4当初予算編成 （事務費のみ要求）			直営で実施			直営で実施			直営で実施

## 業務見直し工程表（スクラップロードマップ）

業務見直し工程表（スクラップロードマップ）				見直し区分	手法の見直し	事務等の種別	②内部事務（業務改善）以外	対象事業等の 該当基準	⑥
項目名	No.10 病児・病後児保育運営事業			担当課	子ども・若者政策課	根拠条例等	草津市病児・病後児保育の実施に関する規則		
事業の開始時期	平成13年度	事業の終期設定	無し	終期	—	事業開始の 背景等	平成13年度から事業を開始し、現在は、平成21年度から委託しているコス小児科と、平成29年4月から委託している草津総合病院の2施設で、事業を実施している。 委託料は国の「子ども・子育て支援交付金」の基準額に基づき積算し、契約しているが、運営する中で、加配児童への対応が施設の負担となっていたことから、提供体制の安定的な確保のため、平成23年度から障害児受入加算を市独自で行っている。		
事業内容	病気またはその回復期にあって集団保育が困難な生後6ヶ月から小学校3年生までの児童を対象に、専用施設で一時的に保育と看護を行う。 令和3年度は市内2か所に設置しており、委託業務として実施する。								
R3予算額 （千円）	歳出	34,406				見直しに係る 背景等	委託料の基準にしている国の「子ども・子育て支援交付金」の基準額について、提供体制を安定的に確保するための見直しが行われたことから、市の委託料について見直しを行うもの。		
	歳入	22,349							
実績									
	H30	R1	R2	3年平均	歳出額/数	見直し内容	<p>&lt;検討内容&gt;</p> <p>病児・病後児保育運営事業費のうち、国の「子ども・子育て支援交付金」の基準額について、提供体制を安定的に確保するための見直し（拡充）が行われたことから、委託費のうち、市独自に加算を行っている障害児受入加算を廃止する。</p> <p>&lt;期待される効果等&gt;</p> <p>・事業費（@100千円×2施設）の縮減ができる。</p>		
対象者(件)数	1,029	1,140	260	810	32,590				
歳出額 （千円）	22,074	29,323	27,764	26,387	歳入額/数				
歳入額 （千円）	14,337	17,435	18,194	16,655	20,571				
見直しに係る実施計画									
令和3年度			令和4年度			令和5年度		令和6年度	
← 事業者へ説明、予算要求 →			← 加算 廃止 →						

## 業務見直し工程表（スクラップロードマップ）

業務見直し工程表（スクラップロードマップ）				見直し区分	手法の見直し	事務等の種別	②内部事務（業務改善）以外	対象事業等の 該当基準	⑧
項目名	No.1 1 ロクハ公園屋内プール			担当課	公園緑地課	根拠条例等	草津市都市公園条例、草津市都市公園条例施行規則		
事業の開始時期	令和4年度	事業の終期設定	無し	終期	—	事業開始の 背景等	昭和61（1986）年10月9日にロクハ公園が建設省所管天皇陛下御在位六十年記念健康運動公園に指定されたことを受け、健康運動公園にふさわしい施設内容を具備するとともに、四季を通じて市民に親しまれる公園の機能を充実するため、昭和60（1985）年度実施の基本設計を見直し、25mプールを通年利用型とし、プール棟および温水を設置することとした。		
事業内容	ロクハ公園のプールのうち屋内プールに関する運営について、廃止を含めたあり方を検討する。						見直しに係る 背景等	ロクハ公園にある遊泳プール〔屋内プール、屋外プール〕については、昭和63（1988）年7月にオープンして以来30年以上経過し、老朽化が進行している。 令和6（2024）年6月供用に向けて、西大路町他地先において（仮称）草津市立プール〔屋内プール〕の整備が進められている。	
R3予算額 （千円）	歳出				97,249	見直し内容		<p>&lt;検討内容&gt;</p> <p>安全性の確保や運営・維持管理コストの縮減等に向けて、ロクハ公園プール（特に（仮称）草津市立プールと機能が重複する屋内プール）について今後のあり方を検討する。</p> <p>&lt;期待される効果等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化が進行し、かつ、他施設と機能が重複する屋内プールの撤去等を行うことにより、安全確保や運営・維持管理コストの縮減を図ることができる。</li> <li>・市民ニーズの多様化に対応できる施設となるよう、利用者の声を踏まえながら、対応方針を決定する必要がある。</li> <li>・集客施設であり、プールオープン期間を避けた施工計画を検討する必要がある。</li> <li>・補助事業により整備した施設であり、処分制限期間に留意し撤去時期を検討する必要がある。</li> </ul>	
	歳入				2,628				
実績									
	H30	R1	R2	3年平均	歳出額／数				
対象者(件)数	66,153	57,395	2,113	41,887	2,353				
歳出額 （千円）	103,341	96,284	96,057	98,561	歳入額／数				
歳入額 （千円）	2,186	2,154	66	1,469	35				
見直しに係る実施計画									
令和3年度		令和4年度			令和5年度			令和6年度	
		劣化状況調査			あり方検討（委員会運営・基本計画）				

業務見直し工程表（スクラップロードマップ）				見直し区分	手法の見直し	事務等の種別	②内部事務（業務改善）以外	対象事業等の 該当基準	②
項目名	No.1 2 学習ボランティア推進事業			担当課	生涯学習課	根拠条例等	社会教育法		
事業の開始時期	平成14年度	事業の終期設定	無し	終期	—	事業開始の 背景等	<p>登録制度（ゆうゆうびとバンク）を設け、様々なスキルを持った市民の活躍の場を広げると共に、登録者により組織される「ゆうネットくさつサポーターの会」を運営している。</p> <p>また、講師経験の少ない登録者を対象に、経験を積む場として「ゆうゆうびと講座」を開講し、活動の活性化を図っている。</p>		
事業内容	学習ボランティア推進事業として、①ゆうゆうびとバンクの発行 ②ゆうネットくさつサポーターの会の運営③ゆうゆうびと講座を開講する。								
R3予算額 （千円）	歳出				202	見直しに係る 背景等	<p>ゆうゆうびと講座について、本来の目的から外れた講座の開講（自身の活動のPRや集客）が増えてきており、事業の在り方を見直しが必要である。また、併せてゆうネットくさつサポーターの会の活動についても、学習ボランティア支援のニーズを検証し、新たな支援策の検討が必要。</p>		
	歳入				0				
実績									
	H30	R1	R2	3年平均	歳出額／数	見直し内容	<p>&lt;検討内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゆうゆうびとバンク発行部数、ゆうネットくさつサポーターの会の会議回数、ゆうゆうびと講座の開講回数を見直す。</li> <li>・ゆうゆうびとバンク登録者への取材を行い、活動内容を市HP等に掲載するなど、登録者の活動の周知を中心とした新たな支援策を検討する。</li> </ul> <p>&lt;期待される効果等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主的にサポーターが学習ボランティアへ支援・助言するスキームを構築することで、サポーターの自主性が高まるとともに職員の負担軽減が図れる。</li> </ul>		
対象者(件)数	169	164	147	160	1,083				
歳出額 （千円）	147	183	190	173	歳入額／数				
歳入額 （千円）	0	0	0	0	0				
見直しに係る実施計画									
令和3年度			令和4年度			令和5年度		令和6年度	
◆事業の見直し検討 会議数 冊子配布数 サポーターの活用			◆事業の実施			◆継続した事業の点検		◆継続した事業の点検	